

公園遊具定期点検業務仕様書

第1節 一般事項

1.1 適用

- (1) 公園遊具定期点検業務仕様書(以下「仕様書」という)は、公園遊具定期点検業務(以下「業務」という)に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月13日とする。
- (4) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a) (b)の順番とする。
 - (a) 契約書
 - (b) 本仕様書

1.2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、遊具等の管理業務に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)または公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。
- (4) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士または点検管理士でなければならない。ただし、「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。
- (5) 「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- (6) 「施設管理者の承諾」とは、受注者等が監督員に対して書面で申し出た事項について、施設管理者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理者の指示」とは、施設管理者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理者と協議」とは、協議事項について、施設管理者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認、又は支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

- (10) 「作業」とは、本仕様書で定める遊具等の定期点検業務をいう。
- (11) 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く)

1.3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検業務の実施に当たり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、特記仕様書に記載がある場合にかぎり受注者側の負担とする。
- (2) 点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。

1.4 点検業務報告書の様式

- (1) 報告書の様式は、特記仕様書に別途記載がある場合を除き（一社）日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成する。
- (2) 「定期点検総括表」「定期点検表」は、（一社）日本公園施設業協会が公表する最新版を使用すること。
- (3) 報告書の提出は、紙媒体 1 部と CD もしくは DVD を納品すること。デジタルデータは容易に改ざんできないようにすること。
- (4) 点検を行なった公園の遊具履歴書台帳を作成すること。様式は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」の「遊具履歴書」を参考とすること。

1.5 関係法令の遵守

- (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第 2 節 業務関係図書

2.1 業務計画書

- (1) 管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理者の承諾を受けること。
ただし、軽微な業務の場合において施設管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
(*安全管理士、整備技士、点検管理士、点検技士の認定証の写しを添付すること。)
(*点検の作業中に利用を中止したほうが良いと判断された遊具等の取扱い、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。)

2.2 作業計画書

- (1) 管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理者の承諾を受ける。

2.3 貸与資料

- (1) 業務遂行に必要な資料(点検対象遊具の図面、製品仕様書等)は、貸与する。ただし、業務完了後は返還するものとする。

2.4 業務の記録

- (1) 施設管理者と協議した結果については、指定様式に記録し整理すること。

第3節 業務現場管理

3.1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行うこと。

3.2 管理技術者

- (1) 受注者は、管理技術者を定め施設管理者に届けでること。また管理技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、担当技術者に作業内容及び施設管理者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

3.3 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、施設管理者と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。

第4節 業務の実施

4.1 担当技術者

- (1) 担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「点検技士」、「整備技士」、「点検管理士」または「安全管理士」であること。

4.2 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象遊具等は別紙一覧のとおりとする。
- (2) 遊具の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施しその結果について報告すること。
- (※定期点検業務には原則としてグリス等の注油は含まれないが、簡易なボルト、ナット類の増し締めは実施すること。)
- (※防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。)
- (※遊具等の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。なお、禁止テープ等による簡易な処置については、施設管理担当者と協議した上で実施すること。)

4.3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。
- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は（一社）日本公園施設業協会認定のJPFA点検器具を使用して行うこと。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA方式またはASTM及びENの規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。
- (4) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。

4.4 定期点検の回数

- (1) 定期点検の実施回数は1回とする。

4.5 安全対策

- (1) 定期点検においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの内容に十分な安全対策を講ずること。
- (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具等については、業務計画書等で事前に施設管理者と打ち合わせた手順に従うこと。

4.6 作業服装

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装に手作業を実施し、「点検技士」、「点検管理士」、「整備技士」、「安全管理士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。

4.7 点検業務の報告

- (1) 管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、施設管理者へ契約書に定められた期日内に報告すること。

第5節 業務の検査

5.1 業務の検査

- (1) 受注者は、契約書に基づき下記の書類を提出し、発注者の指定したものが行う業務の検査を受けるものとする。
 - (a) 契約書
 - (b) 仕様書
 - (c) 業務計画書
（「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」、「点検技士」の認定書の写しを添付する。）
 - (d) 作業計画書
 - (e) 業務の記録
 - (f) 支給品借用・返納書
 - (g) 業務完了届

- (h)定期点検業務報告書
((一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳)
- (i)遊具履歴書
- (J)修繕必要箇所の見積り提案

第6節 保証等

6.1 保証等

- (1)この業務は、請負業務賠償責任保険保証付きとする。また、受注者は保険証等の加入が確認できる書面の写しを、業務着手日までに施設管理担当者に提出しなければならない。

保険限度額

- ・ 人身事故 1事故につき、最高限度額 5億円
- ・ 人身事故 1名につき、最高限度額 3億円
- ・ 財物事故 1事故につき、最高限度額 5千万円

なお、保険対象期間は業務完了後 1年間とする。

令和

7

年度

遊具定期点検業務委託設計書

奈良市

課長		課長補佐		課長補佐		係長		設計		検算	
起工 竣工	期間									摘要	
委託番号											
河川名 路線名等											
施工箇所	奈良市内一円										
委託名	公園遊具定期点検業務委託（その3）										
委託料	金 円也 ()										
委託概要	遊具点検 一式										

内 訳 書

遊 具 定 期 点 檢 業 務 委 託

名称	適用	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
点検業務	単体遊具 (A) -1	基	104			
	単体遊具 (B) -1	基	90			
	単体遊具 (C) -1	基	10			
	複合遊具 (小) - 1	基	5			
	複合遊具 (中) - 1	基	1			
	点検費計					
遊具履歴書台帳	作成費	基	210			
	打ち合わせ	式	1			事前・中間・調査報告の計3回
業務原価計						千円止め
一般管理費	業務原価計×25%以内					
合計						千円止め
消費税						
合計						

奈 良 市

単体遊具 (A) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表①

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費②	直接人件費①× 6 %	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③× 30 %	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1基当たり						

奈良市

単体遊具 (B) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表②

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費②	直接人件費①× 6 %	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③× 30 %	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1基当たり						

奈良市

単体遊具 (C) - 1

遊具 25 基当たり

規準点検・劣化点検

単価表③

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費②	直接人件費①× 6 %	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③× 30 %	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1基当たり						

奈良市

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費②	直接人件費①× 6 %	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③× 30 %	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈 良 市

名称	適用	単位	数量	単価	金額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
直接人件費①						
直接物品費②	直接人件費①× 6 %	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③× 30 %	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
1 基当たり						

奈 良 市

打ち合わせ

規準点検・劣化点検

単価表⑥

名称	適用	単位	数量	単 價	金 額	摘要
公園施設製品安全管理士		人				事前・中間・調査報告
公園施設製品整備技士		人				事前・中間・調査報告
直接人件費①						
直接物品費②	直接人件費①× 6 %	式	1			
直接業務費計③=①+②						
業務管理費④	直接業務費計③× 30 %	式	1			
業務原価 計⑤=③+④						
計						

奈 良 市

奈良市公園遊具一覽

公園數 54 箇所

遊具數 210 基

奈良市公園遊具一覧

公園番号	公園名	所在地	単体遊具【A】	単体遊具【B】	単体遊具【C】	ローラーすべり台【D】	複合遊具【小】	複合遊具【中】
			個数	個数	個数	個数	個数	個数
2001	法華寺ちびっ子広場	法華寺中町630番地の3	1	4	1			
2002	法華寺新町ちびっ子広場	法華寺新町898番地の1	1	1				
2005	歌姫町ちびっ子広場	歌姫町951	1	2				
2006	佐紀山上町ちびっ子広場	山上町69	1	1				
2007	津風呂町ちびっ子広場	津風呂町2176		1				
2009	秋篠台ちびっ子広場	秋篠台1170番地の80	1	2				
2010	秋篠三和町ちびっ子広場	秋篠三和町一丁目1883番地の14	1	2	1			
2011	若葉台三丁目ちびっ子広場	若葉台三丁目1883番地の14	3	2				
2015	五条町（秋篠川）ちびっ子広場	五条町	5	2				
2019	六条緑町二丁目ちびっ子広場	六条緑町二丁目5283番地の78	2	2				
2020	石木町（神社）ちびっ子広場	石木町648番地の1(登弥神社境内)	3					
2023	柏木町ちびっ子広場	柏木町3番地の5	3		2			
2024	南京終一丁目ちびっ子広場	南京終町一丁目	2	2				
2027	北永井町ちびっ子広場	北永井町425	1	2				
2028	北之庄町ちびっ子広場	北之庄町430	1	2	1			
2029	南永井町ちびっ子広場	南永井町93	1	2				
2030	今市町二丁目ちびっ子広場	今市町	2	2				
2031	池田町ちびっ子広場	池田町	1	2	1			
2032	今市町三丁目ちびっ子広場	今市町	2	3	1			
2033	今市町三丁目（警察官舎内）ちびっ子広場	今市町520	3	2	1			
2034	山村町ちびっ子広場	山村町375	1	2				
2038	杉ヶ町ちびっ子広場	杉ヶ町（菩提川）	2	1			1	
2040	北天満町ちびっ子広場	高畠町1049	1	3	1			
2041	高畠福井ちびっ子広場	福井町1287番地の5	1	2				
2043	鹿野園町ちびっ子広場	鹿野園町	1	2				
2044	古市第1ちびっ子広場	古市町390	2	2				
2046	光ヶ丘（県住）ちびっ子広場	光ヶ丘（県住）2208番地の9	2	1				
2047	南紀寺ちびっ子広場	南紀寺町五丁目54番地の1	1	2				
2048	大宮町二丁目ちびっ子広場	大宮町二丁目127番地の40	3	1	1			
2050	北椿尾町ちびっ子広場	北椿尾町625	1	2				
2051	中畠町ちびっ子広場	中畠町393	1	2				
2052	下山町ちびっ子広場	田中町（病院横）	2	2				
2054	南庄町ちびっ子広場	南之庄町		2				
2055	阪原町ちびっ子広場	阪原町3472	1	2				
2056	平清水町ちびっ子広場	平清水町443	1	2				
2057	白毫寺ちびっ子広場	白毫寺町	1					
2060	奈良阪南ちびっ子広場	奈良阪町1822	2	2				
2061	法蓮西町ちびっ子広場	法蓮町332	2	2				
2070	南京終五丁目ちびっ子広場	南京終町五丁目377番地の15	2	4				
2078	西ノ京東ちびっ子広場	西ノ京町44番地の2	1	2				
2079	八島町ちびっ子広場	八島町1番地の1, 1番地の2	4	2				
2080	杏町東ちびっ子広場	杏町33	1	2				
2081	南永井町ちびっ子広場	南永井町109番地の16	2	1				
2085	山ノ上ちびっ子広場	中町4368番地	1	1				
2086	芝辻町三丁目ちびっ子広場	芝辻町三丁目76-2外	2					
小計			公園数 45		73	80	10	1

遊具数 164

奈良市公園遊具一覧

公園番号	公園名	所在地	単体遊具【A】	単体遊具【B】	単体遊具【C】	ローラーすべり台【D】	複合遊具【小】	複合遊具【中】
			個数	個数	個数	個数	個数	個数
5017	横井二丁目第2号管理地	横井二丁目273番1	3	1			1	
6025	育夢の杜公園	東登美ヶ丘六丁目487	1				1	
6027	西大寺南町丘のうえ公園	西大寺南町2129他（従前地）	1	2				
6028	青野町いきいき公園	青野町39-2他（従前地）	5	1				
6029	すがはらパンダ公園	菅原町271他（従前地）	5	1			1	1
6030	西大寺国見遊遊公園	菅原町116他（従前地）	3				1	
6031	国見町でんしゃ公園	宝来町28-1他（従前地）	7	1				
7003	帝塚山南五丁目街区公園	帝塚山南五丁目1238番11	4	3				
7013	般若寺町街区公園	般若寺町239番3	2	1				
小計 公園数 9			31	10			4	1

遊具数 46